地域医療・保健・福祉施策等の充実について

(新潟県市長会)

地域医療・保健・福祉施策等の充実強化を図るため、国においては、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられるよう強く要望する。

1 地域医療の充実について

- (1) 救急医療体制や地域医療の維持・確保のため、産科、小児科をはじめとする医師・看護師の不足や地域間・診療科間の偏在を解消し、計画的な医師等の育成・確保及び定着がなされるよう、医師に対する一定期間の医師不足地域への勤務義務化やインセンティブ制度の導入、いわゆる「下り搬送」が円滑に進む仕組みの構築など、実効性のある政策及び十分な財政措置を早急に講じること。
- (2) 過疎地域等における医療・介護体制の維持・確保に取り組む自治体に対し、 財政支援を講じること。

また、持続可能な地域医療体制を構築するため、へき地等における診療所管理者の常勤に係る例外的措置を一般制度化すること。

(3) 地域医療体制維持のため、厳しい経営状況が続く公的病院に対し、緊急支援パッケージの継続的支援や公立病院への普通交付税措置と同等の財政支援を講じること。

また、不採算地区病院の運営経費に対する特別交付税措置を拡充するとともに、 物価高騰や賃金上昇等に対応した診療報酬体系を緊急整備すること。

2 国民健康保険制度について

国民健康保険制度の安定的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど、財政 基盤の強化を図るとともに、子育て世帯や低所得世帯の保険料負担軽減策を拡充す ること。

3 介護保険制度について

(1) 介護保険制度の持続的かつ安定的な運営のため、国庫負担割合の引上げなど、 財政措置を拡充すること。

また、今後も在宅介護サービスが持続的に提供できるよう、サービスの提供実態に合った訪問介護、通所介護の基本報酬となるよう見直しを行うこと。

(2) 地域包括ケアシステムの実現に向けて、介護従事者の確保・育成及び処遇改善を図るため、物価高騰や賃金上昇等に対応した介護報酬体系を緊急整備するとともに、地域の実情において市町村が独自に実施する人材確保等の取組みに対し、必要な財政支援を講じること。

- (3) 高齢者福祉施設の老朽化に伴う大規模な修繕や設備更新を進めることができるよう、必要な予算を確保するとともに、要件を緩和すること。
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業については、交付上限額の算定方法を見直し、円滑な事業実施のための財政措置を講じること。

4 少子化対策・子育て支援について

- (1) 近年、保育所等における特別な配慮を要する児童が増加傾向にある中、国の公定価格等では、こうした「発達に特性のある子ども」を預かる保育所や認定こども園の一部について、国の補助や交付税措置の対象外であり、加配職員に係る財政支援がないことから、今後も、特別な配慮を要する児童が安全かつ安心して保育が受けられるよう、市町村が独自に行う加配職員の配置に対し、財政支援を講じること。
- (2) 安全かつ良好な保育環境を確保するため、保育士等の配置基準の更なる見直しや公定価格において、保育士の処遇改善を図ること。

また、放課後児童育成事業の充実を図るとともに、放課後児童クラブを安定的に運営できるよう、地域の実情や利用者の実態を踏まえ、当該クラブの年間開所日数が250日に満たない場合でも一律減額とせず、開所日数により段階的に減額すること。

- (3) 子ども医療費助成について、国の責任において制度化すること。
- (4) 妊産婦の経済的負担を軽減するため、妊産婦医療費助成制度を創設すること。
- (5) こども未来戦略に基づき、各自治体が特色ある支援策を講じられるよう、地方財源を安定的に確保するとともに、医療や教育など、全国一律に実施すべき総合的な施策については、子育て世帯の経済的負担をナショナルミニマムに位置付け、自治体の財政力によって地域格差が生じることのないよう、国の責任において長期的に安定的な財源を確保して実施すること。
- (6) 病児・病後児保育事業の現行の基準額では事業者の職員配置に見合った額となっておらず、人件費のみで報酬額を大きく上回る施設が多く、運営費を賄いきれていない状況があることから、現状を反映した基準額に見直すこと。

5 障がい者・保健福祉施策の充実強化について

(1) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、市町村の超過負担等が生じないよう、必要な財源を確保すること。

また、同法に基づく障害者相談支援事業や基幹相談支援センターを運営する 事業等について、当該事業は障害福祉サービスの根幹をなすものであることから、 社会福祉法を根拠とする一般相談支援事業等と同様の取扱いとすること。

(2) 身体障害者手帳の交付対象外である軽・中等度難聴者に対して、補聴器購入助成制度を創設すること。

また、イヤーモールドなどの人工内耳に関係する付属品を補装具費支給制度の対象とすること。

- (3) 障害児手当を含む障害者福祉サービスについても、児童手当同様、所得制限を撤廃すること。
- (4) 障がい者の生活圏域を拡大し、社会参加を促すとともに、経済負担軽減を目的として多くの自治体において実施している移動支援策に対し、財政支援を講じること。

- (5) 生活保護世帯に対する冷房器具の設置費及び故障等に伴う修理や入替費支給 について、生活保護開始日などにより支給条件に差が生じることのないよう全 ての被保護世帯を支給対象とすること。
- (6) 民生委員・児童委員制度について、当該委員の活動を支える体制の構築や活動 費を現状に見合った額とするなど、担い手不足解消に向けた取組みを推進するこ と。
- (7) 精神障がい者が地域生活に移行するに当たり、本人・家族が安心して生活するためには、受け皿となる医療・福祉の基盤整備及び連携の強化が必要であることから、医療においては精神科医師不足の解消、薬物療法からカウンセリングを中心とした認知行動療法への転換、福祉においては受け皿となる福祉サービス従事者の質と数の拡充を図ること。
- (8) 身寄りのない高齢者等への必要な支援のあり方の検討を早急に進め、保証人等の有無にかかわらず、施設入所等において身寄りのある人と同様の支援が受けられるよう、課題を整理し法整備等を講じること。
- (9) 歯科口腔保健の推進に関する法律の基本理念に則り、地方自治体が実施している歯科衛生士の採用に対し、財政支援を講じること。

6 予防接種事業について

(1) おたふくかぜワクチンを早期に定期接種として位置づけるとともに、骨髄移植等により定期接種の再接種が必要となった場合、当該接種を定期接種として位置付けるなど、助成制度を確立すること。

また、定期予防接種のワクチンについて、国の責任において、国民全てが等しく接種できるよう、必要な財源を確保すること。

(2) 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業について、重症化率の高い高齢者に加え、医療従事者などのエッセンシャルワーカーへの接種を推奨するため、財政措置を拡充した上で恒久化すること。

また、B類疾病の定期接種において、接種を希望する高齢者が費用面で躊躇することなく接種できるよう、ワクチン価格の低廉化や財政支援などの対策を講じること。

7 環境・廃棄物対策の充実強化について

- (1) 廃棄物処理施設整備の計画的な実施ができるよう、所要額を確実に確保するとともに、廃棄物処理施設の解体工事費について、人口減少等による施設数の見直し等、新施設の整備が伴わない場合も循環型社会形成推進交付金や交付税措置の対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 湿地帯の湖の水質浄化対策等を図るため、富栄養化した底泥を取り除くなど、環境保全を目的とした浚渫事業に対する財政支援を講じること。 また、緊急浚渫推進事業の対象に湿地帯の湖を加えること。
- (3) 不燃物処理施設における、リチウムイオン電池が原因の発火・発煙事故を防止するため、製造や輸入事業者に(一社) JBRCへの加入を義務付け、一括回収等するとともに、混入したリチウムイオン電池を機械選別できるよう、ICチップ等を内蔵させることを義務付けるための法整備を行うこと。

また、リチウムイオン電池等の処分に係る人件費、設備投資の経費について、 財政支援の対象とすること。